1 国民年金事業の概要

国民年金制度は、昭和34年の発足以来、50年以上の歳月を経て、平成26年3月末には、2、750万人の被保険者(第2号被保険者を除く)と3、140万人の受給者を擁する制度に発展し、国民の中に広く定着しています。

昭和61年4月に実施された年金制度の改正は、目前に迫った高齢化社会の到来に 対処して行われたもので、「新しい国民年金制度」は、自営業者・サラリーマン・公 務員の区別なくすべての方を対象として共通の年金(基礎年金)を支給する制度と なっています。

平成14年度に保険料納付事務等の業務が市町村から国へ移管され、さらに、持続可能で国民に信頼される制度を構築するために、半額免除制度(平成14年度)、若年者納付猶予制度(平成17年度)、多段階免除制度(平成18年度)が創設されました。また、平成18年度には全額免除(特例除く)・若年者納付猶予の希望者に限り継続申請制度の導入が実施されました。

少子高齢化が急速に進んでいることから,全国民の老後の所得保障の中核を担う制度として,将来とも,制度の安定的な運営・充実が望まれています。

(1) 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者は、次の3種類に分けられます。

第1号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者,学生など(外国人登録されている方を含む)で20歳以上60歳未満の方
第2号被保険者	厚生年金保険、共済組合等の加入者で65歳未満の方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳 未満の方

このほか、次のような方が任意加入することができます。

- 海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- 60歳以上65歳未満の方
- ・ 60歳未満で老齢年金等の受給者
- ・ 昭和40年4月1日以前生まれで、年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満で日本国内に住んでいる方または海外在住の日本人(ただし、受給資格期間を満たすまで)

(2) 国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者および任意加入者は、保険料を納めなければなりません。

また、より高い老齢給付を望む第1号被保険者・任意加入者は、希望により付加保険料を納めることができます。

・定額保険料 月額 15,590円 (平成27年度)

・付加保険料 月額 400円

なお、保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度(全額・4分の3・半額・4分の1)、若年者納付猶予制度、学生には納付特例制度があります。

法定免除	生活扶助を受けているときや、障害年金を受けているとき
全額免除	前年所得額が基準以下,または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認されたとき
4分の3免除	前年所得額が基準以下,または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、4分の1の保険料を納付したとき
半額免除	前年所得額が基準以下,または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、半額の保険料を納付したとき
4分の1免除	前年所得額が基準以下,または失業により保険料納付が困難なときに申請して承認され、4分の3の保険料を納付したとき
若年者納付猶予	前年所得額が基準以下の20歳代の方で,申請して承認された とき支払いが猶予されます
学生納付特例	前年所得額が基準以下の学生で、申請して承認されたとき後払いできます

(注) 厚生年金保険・共済組合の加入者である第2号被保険者とその被扶養者である第3号被保険者の保険料は,厚生年金保険や共済組合の制度でまとめて国民年金制度に拠出しますので,被保険者が保険料を支払う必要はありません。ただし,第3号被保険者は,配偶者の勤務先経由での届出が必要です。

(3) 国民年金の給付

① 基礎年金

ア 老齢基礎年金

<支給要件>

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以後に生まれた方を対象として、保険料を納めた期間などが原則25年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。

<年金額>

- ・保険料を全期間(加入可能年数)納めた方780,100円 (月額65,008円)
- ・免除や未納期間がある方

加入可能年数(40年) × 12

※ただし平成 21 年 3 月分までは、保険料納付月数+一部免除月数× $(1/2\sim5/6)$ +全額免除月数×1/3

<支給の繰り上げ、繰り下げ>

支給開始年齢は、希望によって60歳から64歳の間に繰り上げることができますが、支給年金額は一定の率で減額されます。また、支給年齢を繰り下げて65歳以降の希望する年齢から支給を受けることもできます。この場合、支給年金額は一定の率で増額されます。

昭和16年4月2日以降生まれの人の支給率						
繰り上げ(1ヶ月	あたり0.5%減額)	繰り下げ(1ヶ月あたり0.7%増額)				
60歳~60歳11月	$70.0 \sim 75.5\%$	65歳~65歳11月 100%(繰り下げ				
			該当なし)			
61歳~61歳11月	$76.0 \sim 81.5\%$	66歳~66歳11月	108.4~116.1%			
62歳~62歳11月	$82.0 \sim 87.5\%$	67歳~67歳11月	116.8~124.5%			
63歳~63歳11月	$88.0 \sim 93.5\%$	68歳~68歳11月	125. 2~132. 9%			
64歳~64歳11月	$94.0 \sim 99.5\%$	69歳~69歳11月	133.6~141.3%			
65歳	100%	70歳	142%			

[※] 一度、減額・増額された年金額は生涯変わりません。

<付加年金>

付加保険料を納めた方に、老齢年金に加算して支給されます。 付加年金額 200円 × 付加保険料を納付した月数

イ 障害基礎年金

<受給要件>

- (1) 被保険者期間中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
- (2) 60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
- ((1),(2) の場合とも障がいの状態が障害等級表の1 級または2 級であることが必要です。)

<納付要件>

保険料納付済期間と免除期間を合わせて、初診日の属する月の前々月までに加入期間の2/3以上あること(初診日が平成38年3月31日までにある場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています。)

<年金額>

基本額 1級 975, 100円(月額81, 258円)

2級 780,100円(月額65,008円)

加算額 障害年金を受けられるようになったとき、その方により生計を維持されている18歳到達年度の末日までにある子または障がい等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子がいる場合は、次の金額が加算されます。

なお、平成23年4月から、子の加算額の対象者は、障害基礎年金の受給権が発生した日の翌日以後に生計を維持することになった子(平成23年3月までに生計を維持することになった子も含めます)も対象とされています。

※ 特別障害給付金

<支給対象者>

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者 (厚生年金,共済組合等の加入者)の配偶者
- ((1),(2)に該当する方で,当時,任意加入していなかった期間内に初診日があり,現在,障害基礎年金1級,2級相当の障がいに該当する方)

<支給額>

障害基礎年金1級に該当する方 月額 51,050円 障害基礎年金2級に該当する方 月額 40,840円

ウ 遺族基礎年金

<受給要件>

死亡した方の配偶者で18歳到達年度の末日までにある子または障がい等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子を扶養している場合

<納付要件>

死亡した方の保険料納付済期間と免除期間を合わせて,加入期間の2/3以上あること(平成38年3月31日以前に死亡した場合,死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています)

<年金額>

基本額 780,100円

加算額 子1人目, 2人目 224, 500円

子3人目以降

74,800円

- (ア) 配偶者が受けるとき・・・・・・基本額に子の加算を加えた額
- (イ) 子が受けるときの1人あたりの支給額受給権のある子が1人・・・・・・基本額

" 2人以上・・・・基本額に2人目以降の加算額を加え, 年金を受ける子の数で割った額

② 国民年金の独自給付

ア 寡婦年金

<受給要件>

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、25年以上ある夫が年金を受けないで死亡した場合に、夫によって生計を維持し、かつ10年以上の婚姻関係が継続している妻に60歳から65歳(60歳に達した日の翌月から、死亡するか、婚姻するか、65歳に達する日の属する月)まで支給されます。

<年金額>

夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の3/4です。

イ 死亡一時金

<受給要件>

3年以上,国民年金保険料を納付した方が,年金を受けないで死亡したとき, その遺族に支給されます。

<一時金の額>

保険料を納付した期間に応じて、次表のとおり。

納付済期間		金額
36月以上	180月未満	120,000円
180月以上	240月未満	145,000円
240月以上	300月未満	170,000円
300月以上	360月未満	220,000円
360月以上	420月未満	270,000円
420月以上		320,000円

 $\frac{3}{4}$ 4分の1免除期間については $\frac{3}{4}$ 半額免除期間については $\frac{1}{2}$ 4分3免除期間については $\frac{1}{4}$ に相当する月数

(4) 福祉年金

この年金は、全額国が負担するので本人や配偶者または扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められています。

なお、昭和61年4月(改正法施行)から障害福祉年金の受給者は障害基礎年金に、 母子福祉年金・準母子福祉年金の受給者は遺族基礎年金に移行されたため、現在は老 齢福祉年金だけが支給されています。

老齢福祉年金

<支給要件>

次のいずれかに該当する方に支給されます。

- (1) 明治44年4月1日以前に生まれた方が70歳に達したとき。
- (2) 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が、生年月日に応じて一定期間(4年1月~7年1月)以上ある方が70歳に達したとき。

<年金額> 399,700円 (月額 33,308円)

2 国民年金事業の実施状況

加入の状況 (単位:人)

年 度	I 1	被保険者数				
	人口	第1号(強制)	任 意	第 3 号	計	
22	280, 845	45, 223	1, 027	20, 302	66, 552	
23	277, 831	43, 983	1,044	19, 371	64, 398	
24	275, 263	42, 154	1,009	18, 735	61, 898	
25	272, 530	40, 331	879	18, 105	59, 315	
26	269, 628	38, 057	754	17, 629	56, 440	

[※]各年度とも、年度末の人員を示しています。

収納の状況 (単位:月,%)

年 度	対象月数 A	収納月数 B	収納率 B/A	
22	340, 217 167, 292		49. 2	
23	318, 717 158, 038		49. 6	
24	295, 518	150, 625	51.0	
25	275, 041	144, 004	52. 4	
26	247, 525	137, 020	55.4	

[※]各年度とも、年度末の人員を示しています。

免除者の状況 (単位:人,%)

年 度	法定分	色 除	申 請 夕	色 除	合	計
	免除者数	免除率	免除者数	免除率	免除者数	免除率
22	5, 854	12. 9	14, 021	31.0	19, 875	43.9
23	5, 898	13. 4	14, 577	33. 2	20, 475	46.6
24	5, 944	14. 1	14, 467	34. 3	20, 411	48.4
25	5, 877	14. 6	14, 454	35.8	20, 331	50.4
26	5, 796	15. 2	14, 584	38. 4	20, 380	53.6

[※]各年度とも、年度末の人員を示しています。

老齢福祉年金受給権者の状況

(単位:人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全部支給	11	12	2	1	0
一部支給	2	1	0	0	0
全部停止	7	10	4	4	4
計	20	23	6	5	4

[※]各年度とも、年度末の人員を示しています。

受給権者の状況

(単位:人)

	三 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	老齢基礎	59, 491	62, 012	65, 231	68, 399	71, 645
老齢	老齢 (旧法)	3, 963	3, 491	3, 060	2, 614	2, 253
年 金	通算 (旧法)	2, 648	2, 422	2, 229	1, 998	1, 786
	計	66, 102	67, 925	70, 520	73, 011	75, 684
障害	障害基礎	5, 203	5, 253	5, 346	5, 449	5, 563
	障害 (旧法)	284	261	240	219	203
年 金	計	5, 487	5, 514	5, 586	5, 668	5, 766
	遺族基礎	640	637	619	559	529
遺族	母子, 準母子(旧法)	0	0	0	0	0
	遺児 (旧法)	0	0	0	0	0
年金	寡婦年金	78	77	73	59	55
	計	718	714	692	618	584
合	計	72, 307	74, 153	76, 798	79, 297	82, 034

[※]各年度とも、年度末の人員を示しています。